

特定非営利活動法人等に係る書類の公開に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第30条の規定に基づく事業報告書等の閲覧又は謄写及び同法第56条の規定する役員報酬規程等の閲覧又は謄写における事務処理方法並びにさいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号）第7条第2項及び第11条第2項の規定に基づき写しの交付を行う場合の費用徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 閲覧の請求方法

閲覧又は謄写の請求は、特定非営利活動法人に係る公開書類の閲覧・謄写請求書（別記様式）を市長に提出して行うものとする。

第3 写しの交付方法

写しの交付を行う場合は、公開書類を複写機により用紙に複写したものを交付することとする。

第4 写しの交付に係る費用徴収

第3の規定により写しの交付を行った場合は、当該写しの交付に要する費用としてさいたま市情報公開条例施行規則（平成13年さいたま市規則第18号）第9条第1号及び別表の規定に準じた額を写しの交付を受けた者から徴収するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、写しの交付の方法及び写しの交付に要する費用徴収に関しては、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）、さいたま市情報公開条例施行規則及び行政情報の写しの交付に係る費用徴収要領（平成13年5月1日さいたま市総務部長決裁）の規定に基づき行われる行政情報の写しの交付の方法及び写しの交付に要する費用徴収の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。